

竹ん子の会 ニュースレター

みふね
御船 竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第16号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

平成24年9月28日

第7回口頭弁論が行われました

今回も多くの方にお越しいただき、傍聴席は(パイプ椅子も含めて)満員のなか口頭弁論が行われました。そのため、途中で入室されたマスクミの方の席がなく、傍聴者の一人が席をかわることもあったようです。

前回の被告からの反論を踏まえて、私たち原告からの主張を行うということで、弁護団を代表して橋本弁護士が意見陳述を行いました。

また、今回は時間の関係により恒例の裁判後報告会を行うことができず、板井弁護士よりバスのなかで説明をしていただきました。原告側としては「早く裁判を進めてほしい」という気持ちがありますが、この裁判はほかの裁判と比較しても少々複雑なようで、裁判官もできる限り内容をわかりやすくまとめておきたいようです。次回の期日まで少し時間が空きますが、被告(町長)側の反論準備期間に並行して、原告側としてもこれまでの主張を時系列にまとめる作業を行う事になりました。

裁判もいよいよ大詰めです。



門前集会

第8回口頭弁論予定

日時 平成24年12月14日(金) 11時30分~

…大切にしたいこと…



- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「今回の竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える。

*「竹ん子の会」のホームページもご覧ください <http://takebio.mifune.org>



山本孝二町長

比べてみればよく分かる！ 御船町と(旧)春野町



(旧)春野町

事業計画

事業費約23億円(補助金約10億円)
事業会社(御船竹資源開発)
自己資金なし・土地なし

事業費約19億円(補助金約9億5000万円)
事業会社 自己資金あり・土地あり

バイオマス交付金の交付決定

交付金交付が正式に決定する前に工場の機器類を発注(約13億円)。交付金交付決定後、御船町が農水省に約2億円の概算払い請求。

工場の基本設計、測量を自己資金(約7700万円)で実施。約1億4千万円の交付金交付決定。

バイオマス交付金の交付

事業をまだ行っていない御船竹資源開発(株)に、御船町は2億円を概算払で支出。

基本設計、測量に要した事業費の半額(3850万円)の補助金を精算払いで支出。

問題発生

御船竹資源が金融機関から融資を断られる。御船竹資源の筆頭株主が、資本金の9割を引き上げる。

事業会社の出資者でもあり工場建設予定地のほとんどを所有する会社が、竹バイオマス事業から離脱。

対処

御船町が、御船竹資源開発(株)に追加で約1億円の補助金を支出。会社の第三セクター化を決めるが、架空融資問題が明らかになり頓挫。

工場用地確保の目処がたたなくなったため、一旦、補助事業中止を決定。事業会社に支払った補助金の返還を求め。

結果

御船竹資源開発(株)が、御船町から受け取った補助金を返還せず、御船町が会社に替わって国に返還。
町に約3億円の損害!

事業会社が補助金の返還に応じ(旧)春野町は事業会社から返還された補助金を国に返還する。**町の損害なし**

職員まで派遣し、(旧)春野町の失敗を十分に学んでいたはずの御船町。結果がなぜこんなにも違うのでしょうか?



嘘発見!/? 工場用地



熊本県が所有する白岩工業団地の一区画を購入するのではなく、賃貸契約する予定でした。だから、購入するほどの自己資金は必要ではありません。

熊本県の認識

「白岩産業団地を購入したい」と相談を受けましたが賃貸の話はしていません。事業の裏付け書類も未提出で、購入申込もされていません。予約もされていません。

熊本県

熊本県の認識について

御船町(町長)は、工場用地について、「賃貸契約する予定だった。だから、御船竹資源開発は、工場用地を購入するほどの自己資金は必要ではなかった」などと反論しています。

御船竹資源開発が工場建設予定地としていたのは白岩産業団地です。その所有者である熊本県に対して、御船竹資源開発との工場用地の交渉について問い合わせをしたところ、「御船竹資源開発の間で交渉が行われたものの、賃貸借契約の申し入れはなされておらず、分譲(すなわち、売買)申込の意思表示が行われたが、分譲申し込みは提出されておらず、予約はなされていない」といった認識が示されました。

この交渉には町側からも出席しており、御船町においてもこれらの事情を把握していたことになります。

この事実は、町の主張と大きく矛盾します！

平成24年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座(〒800-0000 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会)

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで



町は知っていた！



高知県(旧)春野町の竹バイオマス事業も参考にしました。日本政策金融公庫から融資を断られる6日前に約2億円の補助金を会社へ支払ったことは間違っていない。補助金の交付を踏まえて自己資金調達が円滑に進むことも期待できました。

御船の竹バイオマス問題以前に、同様の竹バイオマス計画があった(旧)春野町に問い合わせました

(旧)春野町の回答

工場用地が調達できず、竹バイオマス計画が中止、補助金返還になりました。その後、御船町役場の職員が視察に来ました。

(旧)春野町

(旧)春野町の回答について

竹バイオマス事業について、御船町が参考にしてきたという(旧)春野町に対し、事業の経緯や御船町職員が訪問した事実について問い合わせがなされ、その回答がありました。

(旧)春野町は、工場用地を取得できずに平成20年3月、補助金を国へ自主返還することを決めています。また、その4ヵ月後に御船町職員3名が(旧)春野町を視察している事実も明らかになりました。したがって、御船町としても「工場用地の確保が実現しなければ事業自体の遂行が困難である」ということを(旧)春野町を視察して知っており、工場用地を取得すること、その前提となる自己資金の確保が決定的に重要であるという認識を当然もっていたというべきです。

日本政策金融公庫から融資協議の中で、「融資の際の担保については、融資対象工場・機械、敷地をお願いします。評価によっては別の担保もお願いする場合があります」と言われていたことは、町が裁判所に提出した証拠の中で明らかになっています。

工場用地は補助金で買うことが出来ず、自己資金で買わなければならない事が交付要綱で決められています。そして、担保となる工場用地がなければ自己資金の融資は受けられません！

つまり、少なくとも、会社が工場用地を買うだけの自己資金を持っていなければ、この事業を始めることすら出来なかったという事です！